

令和7年10月

「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等」の主な変更点

新（令和7（2025）年10月1日改正）	旧（令和7（2025）年6月3日時点）
<p>独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）が取り扱う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（「基盤研究（B）」、「基盤研究（C）」、「挑戦的研究（開拓）」、「挑戦的研究（萌芽）」、「若手研究」、「若手研究（B）」（平成29（2017）年度以前に採択された研究課題）、「研究活動スタート支援」、「特別研究員奨励費」、「特別研究促進費」、「国際共同研究加速基金（国際先導研究）」、「国際共同研究加速基金（海外連携研究）」、「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））」（令和4（2022）年度以前に採択された研究課題）」、及び「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」に限る。）（以下「助成金」という。）の使用について各研究機関が行うべき事務等は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。</p> <p>1 申請資格の確認 (略)</p> <p>2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め (略)</p> <p>3 研究機関が行う事務の内容 (略)</p> <p>【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】 3-17 交付申請書の記載内容の変更に当たり、次の手続を行うこと。 (略)</p> <p>④ 研究代表者の応募資格の喪失等 研究代表者が、応募資格を有しなくなる場合、1年を超えて補助事業を継続して実施できなくなる場合、公募要領に示す重複制限により補助事業を実施できなくなる場合、又は補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により助成金を交付しないこととされた場合には、「3-17②」に規定する手続により、補助事業を廃止するための手続を行うこと。ただし、産前産後の休暇又は育児休業（以下「育児休業等」という。）を取得し1年を超えて補助事業を中断する場合には、「3-17⑨」又は「3-17⑪」に規定する手続を行うこと。また、海外における研究滞在等により補助事業を中断する場合には、「3-17⑬」に規定する手続を行うこと。</p> <p>「特別研究員奨励費（特別研究員）」については、上記「④」に代えて下記「④-1」及び「④-2」のとおりとする。 ④-1 研究代表者の応募資格の喪失等 研究代表者が、特別研究員の身分を有しなくなる場</p>	<p>独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）が取り扱う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（「基盤研究（B）」、「基盤研究（C）」、「挑戦的研究（開拓）」、「挑戦的研究（萌芽）」、「若手研究」、「若手研究（B）」（平成29（2017）年度以前に採択された研究課題）、「研究活動スタート支援」、「特別研究員奨励費」、「特別研究促進費」、「国際共同研究加速基金（国際先導研究）」、「国際共同研究加速基金（海外連携研究）」、「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））」（令和4（2022）年度以前に採択された研究課題）」、及び「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」に限る。）（以下「助成金」という。）の使用について各研究機関が行うべき事務等は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。</p> <p>1 申請資格の確認 (略)</p> <p>2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め (略)</p> <p>3 研究機関が行う事務の内容 (略)</p> <p>【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】 3-17 交付申請書の記載内容の変更に当たり、次の手続を行うこと。 (略)</p> <p>④ 研究代表者の応募資格の喪失等 研究代表者が、応募資格を有しなくなる場合、1年を超えて補助事業を継続して実施できなくなる場合、公募要領に示す重複制限により補助事業を実施できなくなる場合、又は補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により助成金を交付しないこととされた場合には、「3-17②」に規定する手続により、補助事業を廃止するための手続を行うこと。ただし、産前産後の休暇又は育児休業（以下「育児休業等」という。）を取得し1年を超えて補助事業を中断する場合には、「3-17⑨」又は「3-17⑪」に規定する手続を行うこと。また、海外における研究滞在等により補助事業を中断する場合には、「3-17⑬」に規定する手続を行うこと。</p> <p>「特別研究員奨励費（特別研究員）」については、上記「④」に代えて下記「④-1」及び「④-2」のとおりとする。 ④-1 研究代表者の応募資格の喪失等 研究代表者が、特別研究員の身分を有しなくなる場</p>

合、1年を超えて補助事業を継続できなくなる場合、公募要領に示す重複制限により補助事業を実施できなくなる場合、又は補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により助成金を交付しないこととされた場合には、「3-17②」に規定する手続により、補助事業を廃止するための手続を行うこと。ただし、特別研究員の身分を有しなくなる研究代表者が、それまで補助事業に従事していた研究機関において、「1-1①」に定める応募資格を有する研究者となる場合であって、残りの補助事業期間における直接経費の使用を希望する場合には、この限りではない。

また、育児休業等の取得を理由とした特別研究員の採用の中止により、1年を超えて補助事業を中断する場合には、「3-17⑨-1」又は「3-17⑪-1」に規定する手続を行うこと。**なお、特別研究員の身分を有しなくなる研究代表者が、それまで補助事業に従事していた研究機関において、「1-1①」に定める応募資格を有する研究者となる場合であって、残りの補助事業期間における直接経費の使用を希望することにより直接経費を使用する際、残りの補助事業期間中に取得する育児休業等により、1年を超えて補助事業を中断する場合も同様とする。**研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業において雇用されている特別研究員（P D、R P D、C P D）（以下「雇用 P D等」）の傷病又は介護を理由とした採用の中止により、1年を超えて補助事業を中断する場合には、「3-17⑩」又は「3-17⑫」に規定する手続を行うこと。

④-2 他の研究機関で特別研究員であった者の採用

特別研究員の身分を有しなくなる研究代表者が、それまで研究に従事していた研究機関以外の研究機関において、「1-1①」に定める応募資格を有する研究者となる場合であって、残りの補助事業期間における直接経費の使用を希望する場合には、当該研究代表者が作成する様式F-10-1「研究代表者所属研究機関変更届」により、日本学術振興会への届出を行うこと。

（事務を行うのは、研究代表者が、新たに「1-1①」に定める応募資格を有する研究者として所属する研究機関。）

なお、特別研究員の身分を有しなくなる研究代表者が、本項に示す事由により直接経費を使用する際、残りの補助事業期間中に取得する育児休業等により、1年を超えて補助事業を中断する場合には、「3-17⑨-1」又は「3-17⑪-1」に規定する手続を行うこと。

（略）

⑥ 研究分担者の応募資格の喪失等

研究分担者が応募資格を有しなくなる場合、公募要領に示す重複制限により研究分担者を削除しなければならない場合、又は研究分担者が補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により助成金を交付しないこととされた場合には、研究代表者が作成する様式F-9-1「研究分担者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」については、上記「⑥」に代えて下記「⑥-1」及び「⑥-2」のとおりとする。

⑥-1 研究分担者（外国人特別研究員）の応募資格の喪失等

研究分担者が、外国人特別研究員の身分を有しなく

合、1年を超えて補助事業を継続できなくなる場合、公募要領に示す重複制限により補助事業を実施できなくなる場合、又は補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により助成金を交付しないこととされた場合には、「3-17②」に規定する手続により、補助事業を廃止するための手続を行うこと。ただし、特別研究員の身分を有しなくなる研究代表者が、それまで補助事業に従事していた研究機関において、「1-1①」に定める応募資格を有する研究者となる場合であって、残りの補助事業期間における直接経費の使用を希望する場合には、この限りではない。

また、育児休業等の取得を理由とした特別研究員の採用の中止により、1年を超えて補助事業を中断する場合には、「3-17⑨-1」又は「3-17⑪-1」に規定する手続を行うこと。研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業において雇用されている特別研究員（P D、R P D、C P D）（以下「雇用 P D等」）の傷病又は介護を理由とした採用の中止により、1年を超えて補助事業を中断する場合には、「3-17⑩」又は「3-17⑫」に規定する手続を行うこと。

④-2 他の研究機関で特別研究員であった者の採用

特別研究員の身分を有しなくなる研究代表者が、それまで研究に従事していた研究機関以外の研究機関において、「1-1①」に定める応募資格を有する研究者となる場合であって、残りの補助事業期間における直接経費の使用を希望する場合には、当該研究代表者が作成する様式F-10-1「研究代表者所属研究機関変更届」により、日本学術振興会への届出を行うこと。

（事務を行うのは、研究代表者が、新たに「1-1①」に定める応募資格を有する研究者として所属する研究機関。）

（略）

⑥ 研究分担者の応募資格の喪失等

研究分担者が応募資格を有しなくなる場合、公募要領に示す重複制限により研究分担者を削除しなければならない場合、又は研究分担者が補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により助成金を交付しないこととされた場合には、研究代表者が作成する様式F-9-1「研究分担者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」については、上記「⑥」に代えて下記「⑥-1」及び「⑥-2」のとおりとする。

⑥-1 研究分担者（外国人特別研究員）の応募資格の喪失等

研究分担者が、外国人特別研究員の身分を有しなく

なる場合、1年を超えて補助事業を継続できなくなる場合、公募要領に示す重複制限により研究分担者を削除しなければならない場合、又は研究分担者が補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により助成金を交付しないこととされた場合には、「3-17②」に規定する手続により、補助事業を廃止するための手続を行うこと。ただし、外国人特別研究員の身分を有しなくなる研究分担者が、それまで研究に従事していた研究機関において、「1-1①」に定める応募資格を有する研究者となる場合、又は、日本学術振興会育志賞受賞に伴い外国人特別研究員として採用された者が、その採用を取消し、特別研究員として採用された場合であって、当該研究分担者が残りの補助事業期間における助成金の使用を希望する場合には、研究代表者が作成する様式F-9-2「研究代表者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

また、育児休業等の取得を理由とした外国人特別研究員の採用の中止により、1年を超えて補助事業を中断する場合には、「3-17⑨-2」又は「3-17⑪-2」に規定する手続を行うこと。**なお、外国人特別研究員の身分を有しなくなる研究分担者が本項に示す事由により新たな研究代表者となって直接経費を使用する際、残りの補助事業期間中に取得する育児休業等により、1年を超えて補助事業を中断する場合も同様とする。**

⑥-2 他の研究機関で外国人特別研究員であった者の採用

外国人特別研究員の身分を有しなくなる研究分担者が、それまで研究に従事していた研究機関以外の研究機関において、「1-1①」に定める応募資格を有する研究者となる場合、又は、日本学術振興会育志賞受賞に伴い外国人特別研究員として採用された者が、その採用を取消し、特別研究員として採用された場合であって、当該研究分担者が残りの補助事業期間における助成金の使用を希望する場合には、研究代表者が作成する様式F-9-2「研究代表者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。また、新たな研究代表者が作成する様式F-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会への届出を行うこと。

なお、外国人特別研究員の身分を有しなくなる研究分担者が本項に示す事由により新たな研究代表者となって直接経費を使用する際、残りの補助事業期間中に取得する育児休業等により、1年を超えて補助事業を中断する場合には、「3-17⑨-2」又は「3-17⑪-2」に規定する手続を行うこと。

(略)

⑨育児休業等による中断

研究代表者が、育児休業等を取得することにより、1年を超えて補助事業を中断する場合には、様式F-1-3-1「研究中断届」により、日本学術振興会に届け出ること。

補助事業を中断するに当たって未使用の助成金がある場合には、研究を再開するまでの間、研究機関において適切に管理すること。

「特別研究員奨励費(特別研究員)」については、上記「⑨」に代えて下記「⑨-1」のとおりとする。

⑨-1 育児休業等の取得を理由とした特別研究員の採用中断による「特別研究員奨励費(特別研究員)」の中断

なる場合、1年を超えて補助事業を継続できなくなる場合、公募要領に示す重複制限により研究分担者を削除しなければならない場合、又は研究分担者が補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により助成金を交付しないこととされた場合には、「3-17②」に規定する手続により、補助事業を廃止するための手続を行うこと。ただし、外国人特別研究員の身分を有しなくなる研究分担者が、それまで研究に従事していた研究機関において、「1-1①」に定める応募資格を有する研究者となる場合、又は、日本学術振興会育志賞受賞に伴い外国人特別研究員として採用された者が、その採用を取消し、特別研究員として採用された場合であって、当該研究分担者が残りの補助事業期間における助成金の使用を希望する場合には、研究代表者が作成する様式F-9-2「研究代表者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

また、育児休業等の取得を理由とした外国人特別研究員の採用の中止により、1年を超えて補助事業を中断する場合には、「3-17⑨-2」又は「3-17⑪-2」に規定する手続を行うこと。

⑥-2 他の研究機関で外国人特別研究員であった者の採用

外国人特別研究員の身分を有しなくなる研究分担者が、それまで研究に従事していた研究機関以外の研究機関において、「1-1①」に定める応募資格を有する研究者となる場合、又は、日本学術振興会育志賞受賞に伴い外国人特別研究員として採用された者が、その採用を取消し、特別研究員として採用された場合であって、当該研究分担者が残りの補助事業期間における助成金の使用を希望する場合には、研究代表者が作成する様式F-9-2「研究代表者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。また、新たな研究代表者が作成する様式F-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会への届出を行うこと。

(略)

⑨育児休業等による中断

研究代表者が、育児休業等を取得することにより、1年を超えて補助事業を中断する場合には、様式F-1-3-1「研究中断届」により、日本学術振興会に届け出ること。

補助事業を中断するに当たって未使用の助成金がある場合には、研究を再開するまでの間、研究機関において適切に管理すること。

「特別研究員奨励費(特別研究員)」については、上記「⑨」に代えて下記「⑨-1」のとおりとする。

⑨-1 育児休業等の取得を理由とした特別研究員の採用中断による「特別研究員奨励費(特別研究員)」の中断

<p>研究代表者が、育児休業等の取得を理由とした特別研究員の採用の中止により、1年を超えて補助事業を中断する場合には、様式F-13-1「研究中断届」により、日本学術振興会に届け出ること。なお、特別研究員の身分を有しなくなる研究代表者が「3-17④-1」又は「3-17④-2」に示す事由により直接経費を使用する際、残りの補助事業期間中に取得した育児休業等により、1年を超えて補助事業を中断する場合も同様とする。</p> <p>補助事業を中断するに当たって未使用の助成金がある場合には、研究を再開するまでの間、研究機関において適切に管理すること。</p>	<p>研究代表者が、育児休業等の取得を理由とした特別研究員の採用の中止により、1年を超えて補助事業を中断する場合には、様式F-13-1「研究中断届」により、日本学術振興会に届け出ること。</p> <p>補助事業を中断するに当たって未使用の助成金がある場合には、研究を再開するまでの間、研究機関において適切に管理すること。</p>
<p>「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」については、上記「⑨」に代えて下記「⑨-2」のとおりとする。</p>	<p>「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」については、上記「⑨」に代えて下記「⑨-2」のとおりとする。</p>
<p>⑨-2 研究分担者の育児休業等の取得を理由とした外国人特別研究員の採用の中止による「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」の中止</p> <p>研究分担者が、育児休業等の取得を理由とした外国人特別研究員の採用の中止により、1年を超えて補助事業を中断する場合には、研究代表者が作成する様式F-13-1「研究中断届」により、日本学術振興会に届け出ること。なお、外国人特別研究員の身分を有しなくなる研究分担者が「3-17⑥-1」又は「3-17⑥-2」に示す事由により新たな研究代表者となって直接経費を使用する際、残りの補助事業期間中に取得した育児休業等により、1年を超えて補助事業を中断する場合も同様とする。</p> <p>補助事業を中断するに当たって未使用の助成金がある場合には、研究を再開するまでの間、研究機関において適切に管理すること。</p>	<p>⑨-2 研究分担者の育児休業等の取得を理由とした外国人特別研究員の採用の中止による「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」の中止</p> <p>研究分担者が、育児休業等の取得を理由とした外国人特別研究員の採用の中止により、1年を超えて補助事業を中断する場合には、研究代表者が作成する様式F-13-1「研究中断届」により、日本学術振興会に届け出ること。</p> <p>補助事業を中断するに当たって未使用の助成金がある場合には、研究を再開するまでの間、研究機関において適切に管理すること。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>⑪育児休業等に伴う補助事業期間の延長</p> <p>研究代表者が、育児休業等の取得による研究実施計画変更等に伴い、補助事業期間の延長を希望する場合には、当該研究代表者が作成する様式F-13-2「産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等に伴う補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。</p>	<p>⑪育児休業等に伴う補助事業期間の延長</p> <p>研究代表者が、育児休業等の取得による研究実施計画変更等に伴い、補助事業期間の延長を希望する場合には、当該研究代表者が作成する様式F-13-2「産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等に伴う補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。</p>
<p>「特別研究員奨励費（特別研究員）」については、上記「⑪」に代えて下記「⑪-1」のとおりとする。</p>	<p>「特別研究員奨励費（特別研究員）」については、上記「⑪」に代えて下記「⑪-1」のとおりとする。</p>
<p>⑪-1 育児休業等の取得を理由とした特別研究員の採用中止による「特別研究員奨励費（特別研究員）」の中止に伴う補助事業期間の延長</p> <p>育児休業等の取得を理由とした特別研究員の採用の中止により補助事業を中断した場合であって、研究実施計画変更等に伴い、補助事業期間の延長を希望する場合には、当該研究代表者が作成する様式F-13-2「産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等に伴う補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。なお、特別研究員の身分を有しなくなる研究代表者が「3-17④-1」又は「3-17④-2」に示す事由により直接経費を使用する際、残りの補助事業期間中に育児休業等を取得した場合であって、研究実施計画変更等に伴い、補助事業期間の延長を希望する場合も同様とする。</p>	<p>⑪-1 育児休業等の取得を理由とした特別研究員の採用中止による「特別研究員奨励費（特別研究員）」の中止に伴う補助事業期間の延長</p> <p>育児休業等の取得を理由とした特別研究員の採用の中止により補助事業を中断した場合であって、研究実施計画変更等に伴い、補助事業期間の延長を希望する場合には、当該研究代表者が作成する様式F-13-2「産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等に伴う補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。</p>
<p>「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」については、上記「⑪」に代えて下記「⑪-2」のとおりとする。</p>	<p>「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」については、上記「⑪」に代えて下記「⑪-2」のとおりとする。</p>
<p>⑪-2 育児休業等の取得を理由とした外国人特別研究員の採用中止による「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」の中止に伴う補助事業期間の延長</p> <p>研究分担者が、育児休業等の取得を理由とした外国人特別研究員の採用の中止により、1年を超えて補助事業を中断する場合には、様式F-13-1「研究中断届」により、日本学術振興会に届け出ること。</p>	<p>⑪-2 育児休業等の取得を理由とした外国人特別研究員の採用中止による「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」の中止に伴う補助事業期間の延長</p> <p>研究分担者が、育児休業等の取得を理由とした外国人特別研究員の採用の中止により、1年を超えて補助事業を中断する場合には、様式F-13-1「研究中断届」により、日本学術振興会に届け出ること。</p>

<p>⑪-2 育児休業等の取得を理由とした外国人特別研究員の採用中断による「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」の中止に伴う補助事業期間の延長</p> <p>研究分担者が、育児休業等の取得を理由とした外国人特別研究員の採用の中止により補助事業を中断した場合であって、研究実施計画変更等に伴い、補助事業期間の延長を希望する場合には、研究代表者が作成する様式F－13－2「産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等に伴う補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。なお、外国人特別研究員の身分を有しなくなる研究分担者が「3-17⑥-1」又は「3-17⑥-2」に示す事由により新たな研究代表者となって直接経費を使用する際、残りの補助事業期間中に育児休業等を取得した場合であって、研究実施計画変更等に伴い、補助事業期間の延長を希望する場合も同様とする。</p>	<p>人特別研究員の採用の中止により補助事業を中断した場合であって、研究実施計画変更等に伴い、補助事業期間の延長を希望する場合には、研究代表者が作成する様式F－13－2「産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等に伴う補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。</p>
(略)	(略)
4 適正な使用の確保	4 適正な使用の確保
(略)	(略)
5 研究活動における不正行為への対応	5 研究活動における不正行為への対応
(略)	(略)
6 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施等	6 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施等
(略)	(略)
7 その他	7 その他
(略)	(略)

令和7年10月
「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金研究者使用ルール（交付条件）」の主な
変更点

新（令和7（2025）年10月1日改正）	旧（令和7（2025）年4月1日時点）
<「特別研究員奨励費」（特別研究員）>	<「特別研究員奨励費」（特別研究員）>
<p>独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）から科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金（「特別研究員奨励費」））（以下「助成金」という。）の交付を受ける補助事業者（研究代表者（日本学術振興会が実施する特別研究員事業により採用されている特別研究員（以下「特別研究員」という。））が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、学術研究助成基金の運用基本方針（平成23年4月28日文部科学大臣決定。以下「運用方針」という。）及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年規程第19号。以下「取扱要領」という。）の規定により従うべき交付条件は次のとおりとする。</p> <p>1 総則 (略)</p> <p>2 直接経費の使用 (略)</p> <p>3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等） (略)</p> <p>【研究代表者の応募資格の喪失等】</p> <p>3-5 研究代表者は、特別研究員の身分を有しなくなる場合、1年を超えて補助事業を継続して実施できなくなる場合、公募要領に示す重複制限により補助事業を実施できなくなる場合、又は補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により助成金を交付しないこととされた場合には、「3-3」に規定する手続により、補助事業を廃止しなければならない。ただし、特別研究員の身分を有しなくなる研究代表者が、それまで研究に従事していた研究機関において、次の要件を満たし、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者となる場合であって、残りの補助事業期間における直接経費の使用を希望する場合は、この限りではない。</p> <p><要件></p> <p>ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること</p> <p>イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）</p> <p>ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする</p>	<p>独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）から科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金（「特別研究員奨励費」））（以下「助成金」という。）の交付を受ける補助事業者（研究代表者（日本学術振興会が実施する特別研究員事業により採用されている特別研究員（以下「特別研究員」という。））が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、学術研究助成基金の運用基本方針（平成23年4月28日文部科学大臣決定。以下「運用方針」という。）及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年規程第19号。以下「取扱要領」という。）の規定により従うべき交付条件は次のとおりとする。</p> <p>1 総則 (略)</p> <p>2 直接経費の使用 (略)</p> <p>3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等） (略)</p> <p>【研究代表者の応募資格の喪失等】</p> <p>3-5 研究代表者は、特別研究員の身分を有しなくなる場合、1年を超えて補助事業を継続して実施できなくなる場合、公募要領に示す重複制限により補助事業を実施できなくなる場合、又は補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により助成金を交付しないこととされた場合には、「3-3」に規定する手続により、補助事業を廃止しなければならない。ただし、特別研究員の身分を有しなくなる研究代表者が、それまで研究に従事していた研究機関において、次の要件を満たし、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者となる場合であって、残りの補助事業期間における直接経費の使用を希望する場合は、この限りではない。</p> <p><要件></p> <p>ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること</p> <p>イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）</p> <p>ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする</p>

<p>研究員の採用の中止により、1年を超えて補助事業を中断する場合には、様式F－13－1「研究中断届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。 なお、特別研究員の身分を有しなくなる研究代表者が「3-5」又は「3-6」に示す事由により直接経費を使用する際、残りの補助事業期間中に育児休業等を取得する場合についても同様とする。</p> <p>補助事業を中断するに当たって未使用の助成金がある場合には、補助事業を再開するまでの間、研究に従事する研究機関において適切に管理しなければならない。</p> <p>【育児休業等の取得を理由とした特別研究員の採用中断による「特別研究員奨励費（特別研究員）」の中止に伴う補助事業期間の延長】</p> <p>3-9 研究代表者は、育児休業等の取得を理由とした特別研究員の採用の中止により補助事業を中断した場合であって、研究実施計画変更等に伴い、補助事業期間の延長を希望する場合には、様式F－13－2「産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等に伴う補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。特別研究員の身分を有しなくなる研究代表者が「3-5」又は「3-6」に示す事由により直接経費を使用する際、残りの補助事業期間中に取得した育児休業等により補助事業を中断した場合であって、研究実施計画変更等に伴い、補助事業期間の延長を希望する場合も同様とする。なお、補助事業期間は、育児休業等の取得を理由とした特別研究員の採用の中止により補助事業を中断する期間に応じて延長することができる。特別研究員の身分を有しなくなる研究代表者が「3-5」又は「3-6」に示す事由により直接経費を使用する際、残りの補助事業期間中に育児休業等を取得する場合も同様とする。</p> <p>(略)</p> <p>4 間接経費の譲渡等 (略)</p> <p>5 実施状況の報告 (略)</p> <p>6 実績の報告 (略)</p> <p>7 研究成果報告書等の提出 (略)</p> <p>8 研究成果等の発表・活用 (略)</p> <p>9 その他 (略)</p>	<p>研究員の採用の中止により、1年を超えて補助事業を中断する場合には、様式F－13－1「研究中断届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。 補助事業を中断するに当たって未使用の助成金がある場合には、補助事業を再開するまでの間、研究に従事する研究機関において適切に管理しなければならない。</p> <p>【育児休業等の取得を理由とした特別研究員の採用中断による「特別研究員奨励費（特別研究員）」の中止に伴う補助事業期間の延長】</p> <p>3-9 研究代表者は、育児休業等の取得を理由とした特別研究員の採用の中止により補助事業を中断した場合であって、研究実施計画変更等に伴い、補助事業期間の延長を希望する場合には、様式F－13－2「産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等に伴う補助事業期間延長承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。補助事業期間は、育児休業等の取得を理由とした特別研究員の採用の中止により補助事業を中断する期間に応じて延長することができる。</p> <p>(略)</p> <p>4 間接経費の譲渡等 (略)</p> <p>5 実施状況の報告 (略)</p> <p>6 実績の報告 (略)</p> <p>7 研究成果報告書等の提出 (略)</p> <p>8 研究成果等の発表・活用 (略)</p> <p>9 その他 (略)</p>
---	--

令和7年10月

「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金研究者使用ルール（交付条件）」の主な変更点

新（令和7（2025）年10月1日改正）	旧（令和7（2025）年4月1日時点）
<「特別研究員奨励費」（外国人特別研究員）> 独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）から科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金（「特別研究員奨励費」））（以下「助成金」という。）の交付を受ける補助事業者（研究代表者（日本学術振興会が実施する外国人研究者招へい事業により採用されている外国人特別研究員（以下「外国人特別研究員」という。）の「受入研究者」）及び研究分担者（外国人特別研究員））が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、学術研究助成基金の運用基本方針（平成23年4月28日文部科学大臣決定。以下「運用方針」という。）及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年規程第19号。以下「取扱要領」という。）の規定により従うべき交付条件は次のとおりとする。 1 総則 (略) 2 直接経費の使用 (略) 3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等） (略) 【研究分担者（外国人特別研究員）の応募資格の喪失等】 3-7 研究代表者は、研究分担者が外国人特別研究員の身分を有しなくなる場合、1年を超えて補助事業を継続して実施できなくなる場合、公募要領に示す重複制限により研究分担者を削除しなければならない場合、又は研究分担者が補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、「3-2」に規定する手続により、補助事業を廃止しなければならない。ただし、産前産後の休暇又は育児休業（以下「育児休業等」という。）の取得を理由とした外国人特別研究員の採用の中断により、1年を超えて補助事業を中断する場合には「3-11」又は「3-12」に規定する手続によるものとする。 なお、外国人特別研究員の身分を有しなくなる研究分担者が「3-8」又は「3-9」に示す事由により新たな研究代表者となって直接経費を使用する際、残りの補助事業期間中に取得する育児休業等により1年を超えて補助事業を中断する場合には、同様に「3-11」又は「3-12」に規定する手続によるものとする。 (略) 【補助事業期間の延長】 3-10 研究代表者は、研究実施計画変更等に伴い、研究計画最終年度の翌年度まで補助事業期間の延長を希望す	<「特別研究員奨励費」（外国人特別研究員）> 独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）から科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金（「特別研究員奨励費」））（以下「助成金」という。）の交付を受ける補助事業者（研究代表者（日本学術振興会が実施する外国人研究者招へい事業により採用されている外国人特別研究員（以下「外国人特別研究員」という。）の「受入研究者」）及び研究分担者（外国人特別研究員））が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、学術研究助成基金の運用基本方針（平成23年4月28日文部科学大臣決定。以下「運用方針」という。）及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年規程第19号。以下「取扱要領」という。）の規定により従うべき交付条件は次のとおりとする。 1 総則 (略) 2 直接経費の使用 (略) 3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等） (略) 【研究分担者（外国人特別研究員）の応募資格の喪失等】 3-7 研究代表者は、研究分担者が外国人特別研究員の身分を有しなくなる場合、1年を超えて補助事業を継続して実施できなくなる場合、公募要領に示す重複制限により研究分担者を削除しなければならない場合、又は研究分担者が補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、「3-2」に規定する手続により、補助事業を廃止しなければならない。ただし、産前産後の休暇又は育児休業（以下「育児休業等」という。）の取得を理由とした外国人特別研究員の採用の中断により、1年を超えて補助事業を中断する場合には「3-11」又は「3-12」に規定する手続によるものとする。

(略)	(略)
6 研究成果報告書等の提出 (略)	6 研究成果報告書等の提出 (略)
7 研究成果等の発表・活用 (略)	7 研究成果等の発表・活用 (略)
8 その他 (略)	8 その他 (略)

令和7年10月

「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金「特別研究員奨励費（雇用PD等）」の使用について各研究機関が行うべき事務等」の主な変更点

新（令和7（2025）年10月1日改正）	旧（令和7（2025）年4月1日時点）
<p>独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）が取り扱う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（「特別研究員奨励費（雇用PD等）」に限る。）（以下「助成金」という。）の使用について各研究機関が行うべき事務等は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」、「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等」等を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。また、雇用PD等は日本学術振興会が実施する研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業（以下「雇用支援事業」という。）に基づき、受入研究機関において雇用されている特別研究員（PD、R PD、C PD）を指す。</p> <p>「特別研究員奨励費（雇用PD等）」は特別研究員奨励費のうち雇用PD等が交付の対象となる経費であり、雇用支援事業に基づく「特別研究員-PD等の雇用制度導入機関」（以下「雇用制度導入機関」という。）を受入研究機関とした特別研究員（PD、R PD、C PD）（以下「PD等」という。）の雇用において、研究インテグリティの確保や安全保障貿易管理、不正行為防止に関する受入研究機関の適切な管理下で、特別研究員の研究遂行上不可欠な要素である「主体的に研究に専念できる」環境を確保するため必要となる雇用管理に伴い受入研究機関が負担すべき経費等として使用することが可能な経費である（以下「学術条件整備」という。）。</p> <p>1 研究機関が行う事務の内容</p> <p>（略）</p> <p>【雇用制度導入機関から他の雇用制度導入機関への変更時の学術条件整備の返還及び送金】</p> <p>1-4 学術条件整備の譲渡を行った研究代表者が受入研究機関を他の雇用制度導入機関に変更することとなる場合であって、未使用的学術条件整備がある場合には、学術条件整備の残額の30%に相当する額の間接経費と併せて研究代表者に返還すること。</p> <p>返還する学術条件整備及び間接経費については、当該研究代表者が新たに所属することとなる雇用制度導入機関に対して、その額を通知するとともに、送金すること。</p> <p>ただし、当該研究代表者が他の雇用制度導入機関に所属することとなる場合であって、助成金の支払を受けた年度の翌年度以降に学術条件整備を使用する場合、間接経費の執行計画が年度内に適正に定まっている場合には、当該学術条件整備にかかる間接経費を当該研究代表者に返還しないことができる。</p> <p>【雇用制度導入機関から雇用制度導入機関ではない研究機関への変更】</p>	<p>独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）が取り扱う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（「特別研究員奨励費（雇用PD等）」に限る。）（以下「助成金」という。）の使用について各研究機関が行うべき事務等は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」、「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等」等を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。また、雇用PD等は日本学術振興会が実施する研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業（以下「雇用支援事業」という。）に基づき、受入研究機関において雇用されている特別研究員（PD、R PD、C PD）を指す。</p> <p>「特別研究員奨励費（雇用PD等）」は特別研究員奨励費のうち雇用PD等が交付の対象となる経費であり、雇用支援事業に基づく「特別研究員-PD等の雇用制度導入機関」（以下「雇用制度導入機関」という。）を受入研究機関とした特別研究員（PD、R PD、C PD）（以下「PD等」という。）の雇用において、研究インテグリティの確保や安全保障貿易管理、不正行為防止に関する受入研究機関の適切な管理下で、特別研究員の研究遂行上不可欠な要素である「主体的に研究に専念できる」環境を確保するため必要となる雇用管理に伴い受入研究機関が負担すべき経費等として使用することが可能な経費である（以下「学術条件整備」という。）。</p> <p>1 研究機関が行う事務の内容</p> <p>（略）</p> <p>【雇用制度導入機関から他の雇用制度導入機関への変更時の学術条件整備の返還及び送金】</p> <p>1-4 学術条件整備の譲渡を行った研究代表者が受入研究機関を他の雇用制度導入機関に変更することとなる場合であって、未使用的学術条件整備がある場合には、学術条件整備の残額の30%に相当する額の間接経費と併せて研究代表者に返還すること。</p> <p>返還する学術条件整備及び間接経費については、当該研究代表者が新たに所属することとなる雇用制度導入機関に対して、その額を通知するとともに、送金すること。</p> <p>【雇用制度導入機関から雇用制度導入機関ではない研究機関への変更】</p>

1-5 雇用制度導入機関に所属していた特別研究員（P D 等）が受入研究機関を雇用制度導入機関ではない研究機関に変更することとなる場合であって、未使用の学術条件整備がある場合には、学術条件整備の残額の30%に相当する額の間接経費と併せて日本学術振興会に返還すること。

ただし、当該研究代表者が雇用制度導入機関ではない研究機関に所属することとなる場合であって、助成金の支払を受けた年度の翌年度以降に学術条件整備を使用する場合、間接経費の執行計画が年度内に適正に定まっている場合等には、当該学術条件整備にかかる間接経費を日本学術振興会に返還しないことができる。

(略)

1-5 雇用制度導入機関に所属していた特別研究員（P D 等）が受入研究機関を雇用制度導入機関ではない研究機関に変更することとなる場合であって、未使用の学術条件整備がある場合には、学術条件整備の残額の30%に相当する額の間接経費と併せて日本学術振興会に返還すること。

(略)

「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金「特別研究員奨励費（雇用PD等）」
研究者使用ルール（交付条件）」の主な変更点

新（令和7（2025）年10月1日改正）	旧（令和7（2025）年4月1日時点）
<p>独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）から科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金（「特別研究員奨励費（雇用PD等）」）の交付を受ける補助事業者（研究代表者（日本学術振興会が実施する特別研究員事業により採用されている特別研究員（以下「特別研究員」という。））が、従うべき交付条件は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金 研究者使用ルール（交付条件）＜「特別研究員奨励費」（特別研究員）＞を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。また、雇用PD等は日本学術振興会が実施する研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業（以下「雇用支援事業」という。）に基づき、受入研究機関において雇用されている特別研究員（PD、R PD、CPD）を指す。</p> <p>「特別研究員奨励費（雇用PD等）」は特別研究員奨励費のうち雇用PD等が交付の対象となる経費であり、雇用支援事業に基づく「特別研究員-PD等の雇用制度導入機関」（以下「雇用制度導入機関」という。）を受入研究機関とした特別研究員（PD、R PD、CPD）の雇用において、研究インテグリティの確保や安全保障貿易管理、不正行為防止に関する受入研究機関の適切な管理下で、特別研究員の研究遂行上不可欠な要素である「主体的に研究に専念できる」環境を確保するため必要となる雇用管理に伴い受入研究機関が負担すべき経費等として使用することが可能な経費である（以下「学術条件整備」という。）。</p> <p>1 直接経費の使用 (略)</p> <p>2 学術条件整備の譲渡及び返還 (略)</p> <p>【学術条件整備の返還】 2-2 雇用PD等が特別研究員としての身分を有しなくなる、又は雇用PD等が受入研究機関を雇用制度導入機関ではない研究機関に変更することとなる場合、受入研究機関において未使用の学術条件整備がある場合には、学術条件整備の残額の30%に相当する額の間接経費と併せて日本学術振興会に返還しなければならない。 ただし、助成金の支払を受けた年度の翌年度以降に学術条件整備を使用する場合、間接経費の執行計画が年度内に適正に定まっている場合には、当該学術条件整備にかかる間接経費を日本学術振興会に返還しないことができる。 (略)</p> <p>3 実施状況の報告</p>	<p>独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）から科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金（「特別研究員奨励費（雇用PD等）」）の交付を受ける補助事業者（研究代表者（日本学術振興会が実施する特別研究員事業により採用されている特別研究員（以下「特別研究員」という。））が、従うべき交付条件は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金 研究者使用ルール（交付条件）＜「特別研究員奨励費」（特別研究員）＞を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。また、雇用PD等は日本学術振興会が実施する研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業（以下「雇用支援事業」という。）に基づき、受入研究機関において雇用されている特別研究員（PD、R PD、CPD）を指す。</p> <p>「特別研究員奨励費（雇用PD等）」は特別研究員奨励費のうち雇用PD等が交付の対象となる経費であり、雇用支援事業に基づく「特別研究員-PD等の雇用制度導入機関」（以下「雇用制度導入機関」という。）を受入研究機関とした特別研究員（PD、R PD、CPD）の雇用において、研究インテグリティの確保や安全保障貿易管理、不正行為防止に関する受入研究機関の適切な管理下で、特別研究員の研究遂行上不可欠な要素である「主体的に研究に専念できる」環境を確保するため必要となる雇用管理に伴い受入研究機関が負担すべき経費等として使用することが可能な経費である（以下「学術条件整備」という。）。</p> <p>1 直接経費の使用 (略)</p> <p>2 学術条件整備の譲渡及び返還 (略)</p> <p>【学術条件整備の返還】 2-2 雇用PD等が特別研究員としての身分を有しなくなる、又は雇用PD等が受入研究機関を雇用制度導入機関ではない研究機関に変更することとなる場合、受入研究機関において未使用の学術条件整備がある場合には、学術条件整備の残額の30%に相当する額の間接経費と併せて日本学術振興会に返還しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>3 実施状況の報告</p>

(略)	(略)
4 実績の報告	4 実績の報告
(略)	(略)